



税務署窓口での**国税の納付・納税証明書交付請求手数料の納付**は令和7年4月14日からは

**9時～15時**

国税の納付はダイレクト納付  
(e-Taxによる口座振替)が便利です

源泉所得税

法人税・地方法人税

消費税及び  
地方消費税

【オススメの方】  
源泉所得税や消費税の中間納付など納付回数が多い方や、税務署や金融機関に納税しに行く手間を省きたい方

即時又は指定日に納付  
(ダイレクト納付)

【納付方法】  
・申告や徴収高計算書の送信後に  
**即時に又は日付を決めて**口座引落し  
※ e-Tax及び金融機関のシステムが稼働している  
時間内のみです  
※ 期限後申告や修正申告では即時納付のみです

【便利な使い方】 ※源泉所得税は除く  
・その課税期間内であれば、「定期的に均等額を納付」、  
「収入に応じたタイミングで納付」など、計画的な納付  
(予納)が簡単にできます

法定納期限に納付  
(自動ダイレクト)

【納付方法】  
**法定納期限当日**に口座引落し  
※ 法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合  
は、その翌取引日に口座引落しされます(期限内納  
付扱い)

【便利な使い方】  
・申告や徴収高計算書の送信時に「自動ダイレクト」利  
用の項目にチェックするだけで、**同時に**口座引落  
し設定ができます  
・税理士に申告等の送信と口座引落し設定を同時に依  
頼することもできます

※ 申告期限を延長している法人は、本来の申告期限  
(法定納期限)までに申告する場合に限り、自動ダイ  
レクトを利用することができます

【利用準備】  
1. e-Tax開始届出書(オンラインで利用者識別番号を取得)  
2. ダイレクト納付利用届出書(書面で口座登録を依頼)  
3. 2か月程度でe-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が届く  
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要  
✓ 複数の金融機関口座を利用可能



**電子納税証明書(PDF)なら、ネットで完結！何枚でも印刷して使えます！**

「電子証明書」と「ネットバンク」を使えばオフィスにいながらe-Taxで取得可能です  
※ 電子証明書…「法務局などで取得できる電子証明書」又は「代表者個人のマイナンバーカード」

詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」へ



## 国 税 職 員 採 用 募 集

**Pride of the Specialist** ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識  
を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員  
試験[採用NAVI]



◆ 採用関係  
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



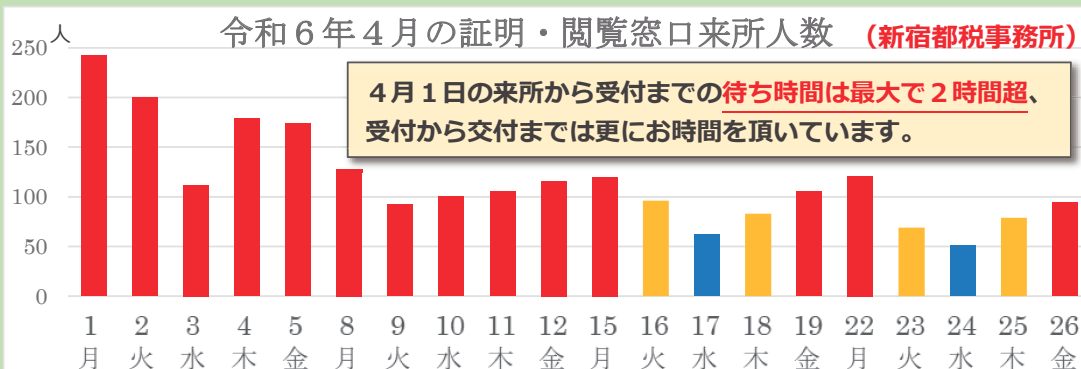
| 各試験<br>区分 | 国 税 専 門 官<br>(A 区分)                                                                                                                                                | 国 税 専 門 官<br>(B 区分)                                          | 税 務 職 員                                                                                                                                                      | 国 税 庁 経 験 者<br>(国税調査官級)<br>※令和 6 年度の実施状況                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 受験資格      | 1 平成 7 年 4 月 2 日～平成 16 年 4 月 1 日生まれの者<br>2 平成 16 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの<br>(1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和 8 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者<br>(2) 人事院が上記(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |                                                              | 1 令和 7 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者（令和 4 年 4 月 1 日以降に卒業した者が該当する。）及び令和 8 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>2 人事院が上記 1 に掲げる者に準ずると認める者 | 令和 6 年 4 月 1 日において、大学等（短期大学を除く。）を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して 8 年を経過した者 |
| 申込期間      | 令和 7 年 2 月 20 日（木）9 時<br>～3 月 24 日（月）[受信有効]                                                                                                                        |                                                              | 令和 7 年 6 月 13 日（金）9 時<br>～6 月 25 日（水）[受信有効]                                                                                                                  | 令和 6 年 7 月 22 日（月）9 時<br>～8 月 13 日（月）[受信有効]                                   |
| 1 次試験     | 令和 7 年 5 月 25 日（日）                                                                                                                                                 |                                                              | 令和 7 年 9 月 7 日（日）                                                                                                                                            | 令和 6 年 9 月 29 日（日）                                                            |
| 試験科目      | 基礎能力試験（多肢選択式）                                                                                                                                                      |                                                              | 基礎能力試験（多肢選択式）<br>適性試験（多肢選択式）<br>作文試験                                                                                                                         | 基礎能力試験（多肢選択式）<br>経験論文試験                                                       |
|           | 専門試験（多肢選択式）                                                                                                                                                        |                                                              |                                                                                                                                                              |                                                                               |
|           | [必須]<br>民法・商法、会計学<br>[選択必須]<br>民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英語<br>[選択]<br>財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語                                                                        | [必須]<br>民法・商法、会計学、基礎数学<br>[選択]<br>情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語 |                                                                                                                                                              |                                                                               |
|           | 専門試験（記述式）                                                                                                                                                          |                                                              |                                                                                                                                                              |                                                                               |
|           | 憲法、民法、経済学、<br>会計学、社会学                                                                                                                                              | 科学技術に関連する領域                                                  |                                                                                                                                                              |                                                                               |
|           |                                                                                                                                                                    |                                                              |                                                                                                                                                              |                                                                               |
| 2 次試験     | 令和 7 年 6 月 23 日（月）～7 月 4 日（金）<br>※ 1 次試験合格通知書で指定する日時                                                                                                               |                                                              | 令和 7 年 10 月 15 日（水）<br>～10 月 24 日（金）<br>※ 1 次試験合格通知書で指定する日時                                                                                                  | 令和 6 年 11 月 2 日（土）、3 日（日）、4 日（月）、9 日（土）又は 10 日（日）で指定する 1 日                    |
|           | 人物試験、身体検査                                                                                                                                                          |                                                              | 人物試験、身体検査                                                                                                                                                    | 人物試験                                                                          |
| 3 次試験     |                                                                                                                                                                    |                                                              |                                                                                                                                                              | 令和 6 年 11 月下旬又は 12 月上旬で指定する 1 日                                               |
|           |                                                                                                                                                                    |                                                              |                                                                                                                                                              | 総合評価面接試験                                                                      |
| 合格発表      | 令和 7 年 8 月 12 日（火）                                                                                                                                                 |                                                              | 令和 7 年 11 月 18 日（火）                                                                                                                                          | 令和 6 年 12 月 19 日（木）                                                           |

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和 6 年度の実施状況を記載しています。  
令和 7 年度の試験概要については、令和 7 年 7 月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

# 新宿都税事務所からのお知らせ

## 23区内の固定資産（土地・家屋）評価証明・名寄帳申請は 混雑する期間を避けてご来所ください

4月上旬頃は特に激しく混み合いますので、可能な限り中旬以降にご来所ください。月曜・金曜は混み合い、水曜は比較的空いています。



## 4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になります(23区内)

|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 期間      | 令和7年4月1日（火）から6月30日（月）まで（土・日・休日を除く。）                                                                                                                     |
| 時間      | 午前8時30分から午後5時まで                                                                                                                                         |
| 場所      | 土地・家屋が所在する区にある都税事務所                                                                                                                                     |
| 縦覧できる方  | 令和7年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方                                                                                                                         |
| 縦覧できる内容 | 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)                                                                                                                      |
| 必要書類    | 納税者本人であることを証明できるもの<br>※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください<br>いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。 |

（注）納税通知書は6月2日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、  
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP（縦覧について）



主税局 HP（本人確認方法について）

### ● 都税の納税証明・評価証明等の申請には LoGo フォームをご活用ください

証明書等の申請・手数料納付は、パソコン及びスマートフォンから「LoGo フォーム」でお手続きが可能です。申請可能な証明等の種類、詳細な手続 Q&A については、主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

東京都主税局 LoGo フォーム

検索



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）

新宿区西新宿7-5-8（03-3369-7151）



# 四谷法人会からのお知らせ

## 第15回通常総会の開催について

日 時 令和7年6月20日（金）午後5時30分（受付開始午後5時）  
【第一部】第15回通常総会 午後5時30分より  
【第二部】懇親会 午後6時30分より  
会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 ☎ 03-3268-0111  
【第一部】第15回通常総会 3階 瑠璃西  
【第二部】懇親会 3階 瑠璃東・中

法律に定められた正式な「総会召集通知」については、5月8日（木）に開催される理事会後に、通常総会参考書類（議案及び報告事項）と同封して発送いたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送をお願い申し上げます。

また、やむを得ない理由により総会にご欠席される会員の方は、他の会員を代理人として決議権を委任することができます。

委任状の提出に、会員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

**皆さんも取り組みませんか！**

## 『地球温暖化対策報告書』の提出

四谷法人会をはじめ都内の法人会では、地域貢献活動の一環として、東京都の「地球温暖化対策報告書」の提出に取り組んでいます。

地球温暖化対策報告書制度は、報告書作成の過程で皆様のCO<sub>2</sub>排出状況を把握し、具体的な対策の実施につなげることで、温暖化対策に取り組むことを目的とした制度です。温暖化対策が求められる昨今、報告書を作成することで、使用量を把握する習慣が付き、光熱水費の削減につながり、さらに、温暖化対策に取り組む事業者として、東京都のホームページに掲載され、PRシーターの活用も可能であり、省エネ設備取得を支援するための法人事業税の減税制度の活用が可能となるなどのメリットも。

作成は簡単です。まず、1年間の電気、ガス、水道などの使用量を把握、次にホームページの『報告書の作成』で作成し、そして提出します。

皆様も令和6年度分地球温暖化対策報告書の提出にご協力をお願いいたします。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）分の提出期限は令和7年12月16日（月）（任意提出の場合）です。

制度の概要 下記 URL を検索の上、ご参照ください。

地球温暖化対策報告書制度 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka>

報告書の作成方法

地球温暖化対策報告書 報告書の作成 <https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ondanka/report>

## Y.G.C 令和7年度コンペ開催予定

四谷法人会のゴルフ愛好者の集まりである Y.G.C コンペを開催いたします。

会員相互の親睦が深まる貴重な機会です。

令和7年度の競技スケジュールは次の予定となっておりますので、よろしく御計画ください。

また、法人会会員の皆様の中でゴルフがお好きな方は是非

YGC 会に入会してゴルフを楽しみましょう。

| 回    | 開催日       | 開催場所            |
|------|-----------|-----------------|
| 180回 | 4月9日（水）   | 久能カントリー倶楽部      |
| 181回 | 6月11日（水）  | 飯能ゴルフクラブ        |
| 182回 | 9月10日（水）  | 武蔵カントリークラブ      |
| 183回 | 11月12日（水） | 狭山ゴルフ・クラブ（新ペリア） |
|      | 11月13日（木） | 別会場にて表彰式及び年末懇親会 |



## 有限会社 かづきれいこ

リハビリメイクを  
学問にするために。



取締役 内田嘉壽子（かづきれいこ）氏

外苑東通りを四谷三丁目から信濃町方面へ向かうと左側に四谷メディカルビルがあります。診療施設や製薬会社など医療関係のみが入居している建物に有限会社かづきれいこがあります。取締役のかづきれいこさんにお話を伺いました。

●事業内容は「医療機関と連携したリハビリメイクの実施・普及活動 学会・論文発表 講演・講義 商品の開発・卸・販売 サロン・ショップ経営 メイクレッスンの提供、講師養成・派遣 社会貢献活動」とホームページで拝見しました。「リハビリメイク」とはどういうものなのでしょうか。

かづき 「リハビリメイク」とは、医療機関と連携し、外観に損傷を負った方が社会復帰を目指すための技術を習得するメイクです。傷ややけど痕などをカバーし、外観を整えながら、QOL（Quality of Life…生活の質）を高めることを目的としています。欧米で行われていた、従来の隠すことに主眼を置いたカモフラージュメイクとは異なり、リハビリメイクでは、自らの外観を受け容し、社会復帰を目指すもので、年齢や性別を問わず誰でも対象になります。

●失礼ですが、まだ一般の方にはなじみが薄い言葉かと思いますが。

かづき そうかもしれませんね。実際、私がリハビリメイクを始めた当初も、美容と医療の世界には大きな壁があり、なかなか理解を得るのが難しい状況でした。しかし、その有用性を証明するために、エビデンスデータを集め、さまざまな調査研究を行い、学会発表や論文の形で発信していくことで、少しずつ認知されるようになってきました。

また、今年の大阪・関西万博では、国際赤十字・赤新月運動が主催するイベン

### DATA BOX

有限会社かづきれいこ  
/ KAZKI REIKO  
LIMITED(Ltd.)  
取締役  
公益社団法人顔と心と体研究会  
理事長  
内田嘉壽子 氏（かづきれいこ 氏）  
本社所在地  
東京都新宿区左門町 20 番地  
四谷メディカルビル 5F  
〒160-0017  
TEL:03-3350-0071（代表）  
FAX:03-3350-0072  
設立 1989年4月26日  
事業内容  
医療機関と連携したリハビリメイクの実施・普及活動  
学会・論文発表 講演・講義  
商品の開発・卸・販売  
サロン・ショップ経営  
メイクレッスンの提供  
講師養成・派遣  
社会貢献活動

トに、5月4日〜10日の期間、出展企業に選ばれることができました。これを機に、より多くの方にリハビリメイクの存在をお伝えし、その可能性を感じていただければ嬉しいです。

●医学との連携は、どのようにされていますか。

かづき ありがたいことに、2004年より日本医科大学付属病院をはじめ、リハビリメイク外来を開設していただき、形成外科や皮膚科だけではなく、眼科や精神科でも調査研究に協力していただいております。また、私自身も歯学博士号を取得したり、医学会などでの発表を通じ、メイクを学問として確立するための啓発に努めています。

●リハビリメイクで大事にされていることはありますか。

かづき その方にあつたメイクを提供するためにヒアリングを重視しています。「簡単」「早い」「汗でも崩れない」「一般の化粧品を使用する」ということを大事にしています。一般の化粧品を使用するのはリハビリメイクが特別なことではないからです。

●四谷に開設されたのはなぜですか。

かづき 私はもともと関西出身で、東京で最初に開いたサロンは青山にありました。その後、荒木町に移り、四谷に拠点を構えてから約30年が経ちます。四谷に移転した理由は、青山が華やかな反面、リハビリメイクを受ける方々にとって歩きづらいという声があつたためです。四谷は地方からの交通の便が良く、落ち着いた環境が整っており、とても気に入っています。

●社会貢献活動を事業内容に上げておられますが、どのようなことをなさっていますか。

かづき 私は1989年の創業当初から、「ボランティアの心を持ち続ける」という思いを大切にしながら、さまざまな社会貢献活動に取り組んできました。

1992年からは、高齢者施設でのメイクボランティアを開始。（新型コロナウイルス禍で一時中断していましたが、現在は徐々に再開しています。）また、東日本大震災の際には被災地を訪問し、避難所でメイクをさせていただきました。メイクを終えた皆さんの笑顔がとても印象的でした。2000年に、「顔と心と体」の専門家が連携し、外見に関する悩みを持つ方々と一緒に考える場として、「顔と心と体研究会」を発足しました。以来、私は理事長として、この研究会の活動を牽引しています。この研究会では、コロナ禍以前は年間100回以上のメイクボランティアを行い、メイクによる心のケアを広めています。

また、公益目的事業の認定を受けた「メンタルメイクセラピスト®検定」も行っており、セルフメイクを学べる4級から、病院の外来でメイク指導やカウンセリングができる1級までの資格を取得できます。

●今後の目標はどのようなことですか。

かづき リハビリメイクを学術領域として確立させるため、各分野の専門家の方にご協力いただき「顔と心と体」に関する学会を創立させたいと思います。医療機関では、多くの方が国家資格を有しています。メイクについても国家資格の創設を目指しつつ、メンタルメイクセラピスト検定を取得し、全国の必要とされる病院にメイク外来が常設されることを願っています。

●最後に四谷法人会に期待することとかご希望とかありますか。経営者向けのメイク教室などもお願いできますか。

かづき 講演会や親睦会などに参加していきたいと思っています。機会をいただければ、研修会などでリハビリメイクやメイク術などをお話できるかと存じます。

●ありがとうございました。

写真上、本社外観（左）、本社エントランス（右）、写真中、リハビリメイク中（左）、老人ホームでのメイクボランティア、写真下、講演風景 写真提供（有）かづきれいこ

